

障害者とともに

表題は朝日新聞 4 月 6 日「耕論」である。「3 歳で右目を、9 歳で左目を失明。18 歳で失聴」という福島智・東大教授の発言が心に残った。

障害を理由に不当な扱いをすること、障害者の求める「合理的配慮」を提供しないこと。この二つを差別として禁じた障害者差別解消法の施行は、日本の障害者政策の前進につながると思います。

障害者差別をなくすための具体的な立法は、国内初。単に「差別はいけない」という道徳的な理念を超え、障害者の生きる権利が保障される実質的機會が広がっていくでしょう。差別かどうかで混乱が生じたとしても、解決を目指す取り組みが徐々に蓄積されていくのではないか。その意味で、「未来に開かれた」法律として、まずは評価したい。

ただ、課題も多い。懸念材料を考えていくと、「大股の一步前進」くらいの評価になるでしょうか。まず、何が合理的配慮にあたるかの規定が抽象的な点。行政や事業主に過重な負担とならない範囲で、つまりコストのかかることは無理しなくていいと認めているから、結果的に、サービスや支援を低いレベルで平準化させる恐れはないでしょうか。

求めたい配慮を説明し、問題があれば差別と申し立てる責任が障害者側にある点もしんどいです。交渉が上手な人と、そうでない人と、障害者間の格差が広がりかねない。

法律がカバーする領域が、公共空間中心、役所や事業主がかかわる範囲だけなもの、問題です。日常生活など、対象にならない領域は広いですから。たとえば、私がかかわる盲ろう者団体に、30 年もの間、孤立していた盲ろう者の例が報告されました。その人は元号が昭和から平成に変わったのを知らなかったんです。家族同居でも、隔絶されたり放置されたり、社会から切り離された人がいる。行政の不作为の責任を問える仕組みを作るべきです。

差別解消法は国連の障害者権利条約の批准をにらんで制定したもので、その権利条約の下敷きになったといわれるのは米国の法律です。公民権や女性の権利を求める運動と同じ流れにあり、影響は、権利性があいまいだった日本にはプラスだといえますが、先に挙げたように、差別を訴える責任が障害者側にある点など、米国流の自己責任の論理が強まりはしないか、心配もあります。



障害者差別解消法

正当な理由なく、障害者へのサービスを拒否したり制限したりすることを禁ずる。障害

者から意思表示があれば、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くための「合理的配慮」の提供も義務づけられているが、法的強制は法の義務、民間は努力義務だ

バリアフリーという言葉は定着したけれど、真の共生社会の実現はまだまだ。本気でやるとコスト高なので、文化・スポーツなどでお茶を濁すのが政府の戦略では？

近年、障害をハンディとしない障害者の活躍がメディアで大きく取り上げられるのも気にかかります。まずは「ただ生きていること」だけで、人は認められるべきではないでしょうか。

法施行を機に、私たちの価値観自体を見つめ直す機会になればと思います。

(2016年4月8日)